

山 監 第 N 3 1 0 4 - 3 号

平成 2 7 年 (2015 年) 5 月 2 1 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成26年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(総務部関係)

1 総務課

[問題点 支出事務について]

補助金交付団体に対する支出に一部不適切なものがある。関係団体と協議・調整し、適切な処理をされたい。

[改善措置]

自主防災組織補助金について、交付申請者に対して、申請時に補助金を不適切な振込先に入金できない旨の説明を徹底します。また、補助金請求書を受理する際も、適切な振込先となっているか十分な確認を行います。

2 税務課

[問題点 賦課事務について]

ア 法人市民税に係る未申告法人の調査及び申告指導がなされていないものがある。情報収集に努め、必要な実態調査を行うなど、申告・納税義務について指導されたい。なお、正当な事由なく不申告の場合は、遡及課税する必要がある。

イ 土地の評価及び租税負担の公平性を図るため全市的な路線価方式を早期に導入されたい。

ウ 固定資産税の減額措置の事務手続に一部不適切なものがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

ア 実質的に非課税となる公益社団法人の一部について、これまでに法人市民税に係る申告が行われていないことが判明しましたので、平成26年度事業分から申告を行うよう指導するとともに減免申請について教示しました。

引き続き、無申告法人の情報収集と実態把握に努め、適切な指導の

実施に努めます。

イ 土地評価の均衡化を図るため、平成27年度に事前調査を行い、平成28年度から所要の予算措置を講じながら、路線価方式の計画的な導入・拡大を図ります。

ウ 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額に係る決裁について、事務専決規程に照らして決裁区分が不適切でありましたので、これを訂正し、再度事務処理を行いました。

今後、このような誤りが生じないように努めます。

[問題点 徴収事務について]

山陽小野田市市税延滞金減免規程に一部不適切な記述がある。適切な規程に改正されたい。

[改善措置]

規程中「財産」の定義が明らかではありませんでしたので、これを「居住用財産」に改め、所要の改正を行いました。

引き続き、減免規程の適正な運用に努めます。